

『蘇齋筆記』 訳注稿——経・易

吉 田 純

『蘇齋筆記』には、すでに一昨年前に刊行された西林昭一『翁方綱の書学—『蘇齋筆記』訳注』（一九九六、柳原書店）に詳細な解題があり、説明はそこに尽きているが、筆者なりに簡単なまとめを試みる。

翁方綱（一七三三—一八一八）は旧直隸省大興の人で乾隆十七年第二甲二十三名で進士となり官は内閣学士（從二品）にまで到った。

翁方綱の本人は金石学であり、北京に設けた書室「蘇米齋」には拓本の珍品が山積していた。

この翁方綱が最晩年に経史子集および書法について、長年の蘊奥のエッセンスを披瀝したのが『蘇齋筆記』十六卷である。より若い頃の文章を集めたと思われる『復初齋文集』の、同様の事柄を述べた文章と比較してみても翁方綱が円熟しきった境地にあったことが窺われる。

ただ『蘇齋筆記』は翁方綱の手稿本から二部の浄写本が作られ、そのうち李氏朝鮮の儒者・金正喜に贈られた本から戦前朝鮮で百部のみ影印されたものが遺るに過ぎず、その百部も第二次世界大戦中

に多くが失われた有り様である。

これは十六卷の完本であるが、元群馬大学教授・水上静夫博士は、翁方綱の八巻の手稿本を蔵しておられる。手稿本にはもう一つ二松學舎大学付属図書館に四巻の手稿本を蔵する（お手紙にて問い合わせたところ、この四巻本も博士の旧蔵に係る由、始めて知った）。

経部については以上のように手稿本が現存するので、水上博士の御深切な御示唆に従い二松學舎大学所蔵の手稿本をまず「手稿本」となづけ楷書に改めて載せ、戦前朝鮮にて百部影印されたものを「百冊本」となづけ、「百冊本」は筆耕人の手によるため「手稿本」と異同があれば簡潔な校語を付し、この作業によって一応筆者なりの「定本」をつくり、これに句読点を施し現代語訳を行った。

限られた時間内での作業であり、殊に注には検討を要する点が数多く残されていると考えるが、それらは今後御批を得て改正してゆきたいと考えている。

本訳注の着想は全く西林昭一先生の御著書に基づくことを銘記す

る。また水上静夫博士からは一面識もない筆者の手紙に対し、即日懇切な御返書を賜った。ここに記して深く感謝する次第である。

凡例

- (1) 札記体であるので、序文を0とし、通し番号を付した。
- (2) 各条ごとに手稿本、定本、訳注の順に排列してある。
- (3) 手稿本、定本の三字下げで書いてある部分は割注である。
- (4) 手稿本は行草で書かれ、それを楷書に改める際には細かい点でいろいろ問題があるが、とにかくできる限り実物に忠実に、を心掛けた。

0 手稿本

嘗見撰說部書者每多及於瑣屑怪異是以鄙意深戒不願作說部書也惟昔人有以經說為之者而愚治經筭記已積成卷矣今就其必宜撮舉者或筭記所不能附入者偶筆一二焉然又見嗜學之士寓經說於筆記每自抒所得某條以資訂正夫治經宜通合全經貫徹之乃見此一條之是否也不則專筆此條使觀者矜為創獲而未嘗合上下精研之仍是欺人而已是以愚於治經之條不敢自舉所見其處以矜獨得者誠欲見此事之未易一二言耳

定本

嘗見撰說部書者、每多及於瑣屑怪異。是以鄙意深戒不願作說部書也。惟昔人有以經說為之者、而愚治經筭記已積成卷矣。今就其必宜撮舉者、或筭記所不能附入者、偶筆一二焉。然又見嗜學之士、寓經說於筆記、每自抒所得某條以資訂正。夫治經宜通合全經貫徹之、乃見此一條之是非也。不則專筆此條、使觀者矜為創獲、而未嘗合上下精研之、仍是欺人而已。是以愚於治經之條、不敢自舉所見其處、以矜獨得者、誠欲見此事之未易一二言耳。

以前から説部^①の書物を眼にすると、多くはきままって些細で奇妙なものになっていた。そこでわたくしは、説部の書物を作りたいたとは思うまいと深く戒めた。

ただ昔の人は經書の説きあかしをつくることがあった。經書の説きあかしといえ、わたくしの『治経笱記』²はすでに積み重なって大冊をなしている。

ここで、『治経笱記』の中からすくいあげる必要があるもの、あるいは『治経笱記』に付け加えて入れられなかったものをあつめ、僅かばかりを気のむくままに書いた。

しかしまた、学問を好む癖の読書人が、經書の説きあかしを隨筆に寄せ、きまづて自分から、明らかにしたある箇条が、經書の文句の訂正の役に立つと述べているのを目にするが、そもそも治経というものは、一つの經書まるごとをあまねく合わせ、それを貫いてはじめて、この一箇条の是非がわかる。そうしなければ、もっぱらこの一箇条をしるして、見る人に始めての業績だと尊敬させても、その一箇条の該当箇所の上下の部分を合わせ、詳しく研究していかないから、やはり人をだますにすぎない。

そこでわたくしは、この『蘇齋筆記』巻一から三までの治経の諸箇条では、あえて自分から、經書についての考えをその該当箇所に掲げず、そうすることで、独自の見解を誇る者に、心から、この治経のことがたやすく示したくて、僅かを話すばかりである。

注

- (一) 清の孫星衍(一七五三—一八一八)はその『孫氏祠堂書目』内編四卷外編三卷で、藏書を一年十二月の數に合わせて十二に分類し、

『蘇齋筆記』訳注稿(吉田)

「説部」を書籍分類の独立した一類とした。孫星衍は、この「説部」について、

神官のあつめたはなしや私撰の歴史書は、伝来に根源があり、趙宋以前の載籍はどれも出典があり、隠れた批評を寄せているのがあった。現在は鬼神をばかにし、根拠のないでっちあげで、虞初の不思議なことをしるす意旨をまったく失ってしまった。選択して取り上げ、あとはぜんぶ問題にしない。

と述べている。

その範疇は、四部分類の子部・小説家類に相当する。『四庫全書総目提要』は、その梗概を以下のように説明している。

後漢の張衡の「西京賦」に、「小説」九百篇は、虞初から始まった」とあり、『漢書』藝文志「小説家」に、「虞初周説」九百四十三篇」を著録し、その条下の班固の注では、虞初は前漢武帝時代の方士、といっているから、小説は武帝の時代に興ったのである。だから『漢書』藝文志「小説家」に著録する「小説十五家」の中、武帝期以降のものという班固の注の無い冒頭からの「伊尹説」「鬻子説」「周考」「青史子」「師曠」「務成子」「宋子」「天乙」「黄帝説」の九家については、班固は多く、後世の作で古い時代に擬託されたもの、と注している。

しかし戦国時代の屈原の「天問」は神怪なことをいろいろ陳べていて、出所が分からないが、「小説家」として扱われる場合がある。また先に挙げた『青史子』五十七篇」を、前漢の賈誼の『新書』の「保傳」篇が逸早く引用していることからすると、来源そのものはふるく、虞初から始まった、というのも単に虞初の時代に盛んになったということにすぎない。

「小説」の区分をたどってみると、三つにわかれる。一つは雑事を叙述するもの。一つは珍しい話を記録するもの。一つはこまごました話を集めたもの。唐・宋以後、作者はいよいよ多くなり、

その中には、嘘偽り、間違ひ、でたらめ、惑わし等も勿論少なくないが、勸善懲惡を匂わし、見聞を広め、考証に役立つものも混ざっている。班固は『漢書』藝文志「小説家」の序で「小説家は思うに稗官から出たのであろう」と云ひ、如淳の注に「王者は世間の風俗を知りたいと思つて稗官という官職をつくり、世上の話をさせた」とある。だから知識を博く採りあまねく集めるというのも古の制度であつて、当然、冗漫だからといつて捨てざるには及ばない。

ここで、正当に近いものを選んで記録して見聞を広め、淫らででたらめでただ耳目を惑わすだけのものは退けて載録しない。

(2) 十二經の『附記』を指す。翁方綱原稿・門人英和校訂『翁氏家事略記』(翁方綱の自撰年譜、民国五年上海同文圖書館石印本『復初齋文集』巻首)の嘉慶九年条に「数十年來諸經を温習して書きためたものを分類し原稿に書いて(左のものを)得た」として、

易附記十六卷 書附記十四卷

詩附記十卷 春秋附記十五卷

礼記附記十卷 大戴礼附記一卷

儀礼附記一卷 周官礼附記一卷

論語附記二卷 孟子附記二卷

孝經附記一卷 爾雅附記一卷

を列挙している、このうち容易に見られる刊本は光緒中刊王瀨編『畿輔叢書』初編經類に収める詩附記四卷、礼記附記六卷、論語附記二卷、孟子附記二卷である。本邦には無窮会神州文庫に、易附記十六卷(完好)、書附記十四卷(完好)、詩附記六卷(闕後四卷)の清鈔本を蔵し、東京大学東洋文化研究所に、易附記十六卷、書附記十四卷、詩附記七卷の清鈔本を蔵する。

1 手稿本

姚江盧抱經嘗憾刻注疏者周易卷前不載長孫无忌等上五經正義表 永徽四年二月趙國公无忌等上五經正義表見於宋本周易注疏卷前今所行板本皆不載此表可以考見孔穎達正義在貞觀年間其校讐繕寫則在永徽四年也蓋專為孔疏繕進而作是表耳

然不若周禮注疏前不載賈公彥序周禮廢興一篇為要義也秀水朱氏經義考於周禮賈疏序亦失載此篇又今俗塾讀本朱子易本義卷前一序學者或謂朱子之序亦誤也此序是伊川先生作而未有明著之者猶之俗塾所行說文始東終甲之本前應有李燾序而板本多仍載許氏舊記於卷前其不知者竟目為許氏原書也

定本

姚江盧抱經、嘗憾刻注疏者、周易卷前不載長孫无忌等上五經正義表。

永徽四年二月趙國公无忌等上五經正義表、見於宋本周易注疏卷前。今所行板本、皆不載此表。可以考見孔穎達正義在貞觀年間、其校讐繕寫、則在永徽四年也。蓋專為孔疏繕、進而作是表耳。

然不若周禮注疏前、不載賈公彥序周禮廢興一篇為要義也。秀水朱氏經義考、於周禮賈疏序亦失載此篇。又今俗塾讀本朱子易本義卷前一序、學者或謂朱子之序、亦誤也。此序是伊川先生作而

未有明著之者。猶之俗塾所行說文始東終甲之本前、應有李燾序而板本多仍載許氏舊記於卷前、其不知者竟目爲許氏原書也。

浙江省余姚の盧文弼¹⁾は、以前、注疏を刊刻する者が『周易正義』の冒頭に、唐の長孫无忌等の「上『五經正義』表」²⁾を載録しないのを残念がっていた。

「永徽四年二月趙国公无忌等上『五經正義』表」は、宋本『周易注疏』³⁾の冒頭に見えるが、現在流伝している版本には、いずれもこの「表」が載録されていない。「表」の年月に照らして、孔穎達が『五經正義』を著述したのは貞観年間⁴⁾のことで、それを校勘し清書したのは永徽四年であったことが分かる。思うに孔穎達の『五經正義』だけを清書し、奉るにあたってこの「表」を作ったのであろう。

しかしそのことは、『周礼注疏』の冒頭に、賈公彦の「序周礼廃興」⁵⁾一篇を載録しないほど重大事ではない。浙江省秀水府の朱彝尊氏の、『経義考』巻百二十一、賈氏公彦『周礼疏』条の賈公彦の「周礼正義序」を載録している箇所でも、「序周礼廃興」を載録していない。

また、現在世間の塾で使う朱子の『周易本義』の本の冒頭にある「序」について、学者の中には朱子の著した序であると謂う人がいるが、正しくない。この「序」は程伊川先生の作であるが、いまだにそのことをはっきりさせた人がいない。程頤の「序」を朱子の

「序」と取り違える誤りは、ちょうど、やはり世間の塾で通行している、本来「一」から始まって「亥」で終わる後漢の許慎の字書『説文解字』を南宋の李燾がその字書の五百四十の部首を二百六韻の順序に並べ変えて「東」から始まって「甲」で終わるようにした『説文解字五音韻譜』の、冒頭には当照李燾の序が無ければならぬのに、版本の多くは元どおり許慎氏のものからある敘を冒頭に載録して、わけを知らない者はあるうことか許慎の原書と見なししているのと同じである。

注

(1) 康熙56(一七二七)〜乾隆60(一七九五)。翁方綱と同年(乾隆17、一七五三)の進士で(翁方綱は「第二甲二十三名」、盧文弼は「第一甲三名」、かれのもっとも親しい友人の一人であった。

盧文弼は校勘学専門の「樸学」の最たるものとしてしか語られることがないが、乾隆17年の殿試の答案に直隸省の賦課税が不当に重いことを直言し、乾隆帝の顔色を変えさせ直隸総督を詰責させ直隸の士と称賛させ(段玉裁『経韵楼集』巻九、「翰林院侍読学士盧公墓誌銘」、また朱子学にも篤く、校勘刊刻した諸書の題跋に、世人は朱子に対し些細な不備につけこんで朱子の全てを責める、と謂っている(翁方綱『復初齋文集』巻十二「送盧抱経南歸序」)。

(2) ?・頭慶4(六五九)。洛陽の出身、字は輔機、封号は趙国公。永徽年間に勅命により『五經正義』を更定した。

(3) この文章はいま盧文弼撰『羣書拾補初編』経「五經正義表」に見える。

(4) 明の銭求赤影鈔宋本『周易注疏』がそれにあたる。

- (5) 司馬光『資治通鑑』卷百九十五、貞觀十四年に、「命孔穎達與諸儒撰定疏、謂之『正義』」とあることによってもそれは知られる。
- (6) 買公彦作。『周礼』の沿革を記したものの。

2 手稿本

十翼孔子所作於象象精微不啻指以告人後之學者熟翫象傳繫辭說卦文言傳而易道明矣故曰知者觀其象辭又曰其初其上其中爻又曰二與四同功而異位三與五同功而異位即此數節是聖人繫易之摠發凡也象傳之於象辭象傳之於象辭申繹無遺蘊矣後人自不善領會耳故必善翫象傳乃能得象辭象辭之所以然也

二與四同功二節諸家說皆不明白詳見愚附記内

定本

十翼孔子所作、於象象精微、不啻指以告人。後之學者熟翫象・象傳、繫辭・說卦・文言傳、而易道明矣。故曰、知者觀其象辭、又曰、其初、其上、其中爻、又曰、二與四同功而異位、三與五同功而異位、即此數節是聖人繫易之總發凡也。象傳之於象辭、象傳之於象辭、申繹無遺蘊矣。後人自不善領會耳。故必善翫象・象傳、乃能得象辭・象辭之所以然也。

二與四同功二節、諸家說皆不明白。詳見愚附記内。

「十翼」は孔子の作であり、六十四の卦と三百八十四の爻の細かな奥深さについて、ただ指さして人々に教えるばかりではない。後の世の学問をする人は、「十翼」の中の「象伝」「象伝」「繫辞伝」「説卦伝」「文言伝」を熟読玩味して、はじめて易の道理が明らかになる。

だから「繫辞下伝」第九章に、「知恵のすぐれたものは爻辞を視れば、大半を理解する」とあり、また「卦の初爻の意旨は察知し難い」「卦の上爻の意旨は察知しやすい」「中間の四爻がなければ十分でない」とあり、「第二爻と第四爻とは陰陽の位でいうとともに陰位であるから陽をたすけるというはたらきは同じであるが、貴賤の位でいうと第二爻は士で第四爻は公卿であるから地位が異なる」「第三爻と第五爻は陰陽の位でいうとともに陽位であるからそのはたらきは同じであるが、貴賤の位でいうと第三爻は大夫で第五爻は君であるから地位が異なる」とある。とりもなおさずこれら幾つかの節こそ、聖人が易の卦爻に解釈の言葉を書き綴った全般の要旨である。

「象伝」は卦辞について、「象伝」は爻辞について、意旨を述べ究めて奥深くまで余すところが無い。分からなければ、それは後の世の人自身がよく了解していないに過ぎない。

だから「象伝」「象伝」を熟読玩味して、はじめて卦辞、爻辞がそのように書かれているわけを会得することができる。

「第二爻と第四爻ははたらきが同じであるが地位が異なる」「第

三爻と第五爻ははたらきが同じであるが地位が異なる」の二節について、諸々の学者の学説はいずれもはっきりしない。詳しくはわたくしの『易附記』中に見える。

注

(1) 章の分けかたには諸説があるが、ここでは朱熹『周易本義』に従った。

3 手稿本

惟每卦之大象一條此聖人特起推舉之義亦有与卦義正相系者亦有不與卦義正相系者此在每卦中須善會聖人用意處而程傳凡卦皆舉大象以蔽其全義是程傳之未深體聖言耳

定本

惟每卦之大象一條、此聖人特起推舉之義。亦有與卦義正相系者、亦有不與卦義正相系者。此在每卦中須善會聖人用意處。而程傳凡卦皆舉大象、以蔽其全義。是程傳之未深體聖言耳。

すべての卦の大象のひとくだけは、孔子がただその卦のなかから薦め挙げる意旨だけをさしたもので、卦の意旨とまさに一致する場合もあれば、卦の意旨とは必ずしも一致しない場合もある。

『蘇齋筆記』訳注稿(吉田)

そこで逐一の卦の内ごとに、すべからず孔子の意図をよく理解しなければならぬ。しかるに、程頤の『伊川易伝』はすべての卦についてどれも大象を用いてその卦全体の意旨に当てている。これは『伊川易伝』が孔子の言葉をまだ深く理解していないに過ぎない。

注

(1) 「乾」卦でいえば、象伝冒頭の「天行健、君子以自強不息」が大象である。

4 手稿本

易之取象惟卦之象辭爻之象辭有之至夫子十翼之文則其中未有別生取象之說為漢學者處々求其取象甚至繫辭傳亦謂中有取象則謬矣然即卦辭爻辭漢儒處々泥於取象亦多失其指且即以說卦傳所舉乾為天為圓之類特約撮其概言之耳而為漢學者必處々泥執之則亦非也

白雲敦氏於漸卦云說卦不言鴻而漸稱鴻因謂天地萬物無不具於易象說卦特舉其概使人觸類而長之耳此條最精凡固執漢學墨守荀虞之義者皆當書白雲郭氏此條置之坐右

定本

易之取象、惟卦之象辭、爻之象辭有之。至夫子十翼之文、則其

中未有別生取象之說。爲漢學者、處處求其取象、甚至繫辭傳亦謂中有取象、則謬矣。然即卦辭・爻辭漢儒處處泥於取象、亦多失其指。且即以說卦傳所舉乾爲天、爲圓之類、特約撮其概言之耳。而爲漢學者、必處處泥執之則亦非也。

白雲敦氏、於漸卦云、說卦不言鴻、而漸稱鴻。因謂天地萬物無不具於易象。說卦特舉其概、使人觸類而長之耳。此條最精。凡固執漢學、墨守荀虞之義者、皆當書白雲郭氏此條、置之座右。

『易』で卦画を物象に見たてることが、ただ卦辭、爻辭に有る。孔子の「十翼」の文章になると、その中にはまだ別に卦画を物象に見たててる説を造っていない。「漢学」をする者は到るところで卦画を物象に見たててることを捜し求め、ひどいものになると「繫辭伝」にも卦画を物象に見たてることが有ると言うが、誤っている。そして漢儒が到るところで卦画を物象に見たててことに固執するのも、多く趣旨に合わない。かつ「説卦伝」に引く『乾』は天であり、圓である」の類も、ただおおよそそのあらましを述べただけなのに、「漢学」をする者はどうしても到るところでそれに拘泥しなければすまないのは、やはり間違いだである。

南宋の郭雍氏は『郭氏伝家易説』の下経「漸」卦で云う。『説卦伝』では『鴻』を語らずに、『漸』卦で『鴻』を言う。だから天地と万物はすべて爻辭に具わっていると云える。『説卦伝』

はただそのあらましを引き、人を『同類の事物に触れあうことにこれを延長発展』させる（「繫辭上伝」）だけである」。

このくだりは最も精審である。漢学に固執し、荀爽・虞翻の意旨を墨守するすべての者は、だれも郭雍氏のこのくだりを書き記して座右に置かねばならない。

注

(1) 郭雍『郭氏伝家易説』卷五、「漸」卦初六に文は同一ではないが同じ趣旨が見える。

5

手稿本

宋人惟朱氏漢上易傳多申明漢學取象之說如蒙象初筮告一條言取象者以艮爲求以震爲筮漢上傳疏之曰艮爲手有求之象震爲草以手持草筮也如此曲解以傳會取象之說爲漢學者其亦當知所別擇否

定本

宋人惟朱氏漢上易傳多申明漢學取象之說、如蒙象初筮告一條、言取象者、以艮爲求、以震爲筮。漢上傳疏之曰、艮爲手有求之象、震爲草、以手持草筮也、如此曲解以傳會取象之說、爲漢學者其亦當知所別擇否。

宋人ではただ北宋の朱震の『漢上易伝』だけが多く漢学の卦画を物象に見たてる説を重ねて述べている。たとえば、上経「蒙」卦の卦辞の「初筮には告ぐ」というくだりで、卦画を物象に見たてることを説く者は内卦の「艮」を「求」の象とし、内互卦の「震」を「筮」の象とするが、『漢上易伝』はこれを、

「艮」は手に「求」めることが有る象、「震」は「草」であつて、この卦の象は手で「草」を持つことである。

と説明している。このように曲解して卦画を物象に見たてることと一緒くたにする説については、「漢学」をする者も、やはり取るか否かを別ける基準を知らなければならない。

注

- (1) 説卦伝第九章に「艮為手」とある。
 (2) 惠棟「易漢学」卷三「虞(翻)氏逸象」に「震：為草莽」とある。

6 手稿本

支演漢学之謬如繫辭上傳末段神而明之存乎其人數語分屬乾坤二卦下傳末段將叛者其辭慙六句分屬震巽六子之卦可笑極矣此所謂漢學者事經千載以前付之不論可耳乃近日惠棟撰易述亦多仿之效之即如百姓日用而不知條下云乾為百坤為姓其文理不通謬妄至於此極而嗜異者猶稱其書何也

『蘇齋筆記』訳注稿(吉田)

- (1) 「將叛者其辭慙六句」八字、百冊本脱す。今補う。

定本

支演漢学之謬、如繫辭上傳末段、神而明之、存乎其人數語、分屬乾坤二卦。下傳末段、將叛者其辭慙六句、分屬震巽六子之卦、可笑極矣。此所謂漢學者事經千載以前、付之不論可耳。乃近日惠棟撰易述亦多仿效之、即如百姓日用而不知條下云、乾為百、坤為姓。其文理不通、謬妄至於此極、而嗜異者猶稱其書何也。

漢学を祖述する誤りとして、例えば「繫辭上傳」の終わりの段の「神にして之れを明らかにするは、其の人に存し、黙して成し、言はずして信あるは、德行に存す」の数語について、「黙して成し」を「坤」に「言はずして信あるは」を「乾」に分属し、「繫辭下伝」の終わりの段の「將に叛かんとする者は其の辭慙ず」「中心疑う者はその辭枝る」「吉人の辭は寡し」「蹀人の辭は多し」「善を誣うるの人は其の辭游す」「其の守を失う者は其の辭誑す」の六句をそれぞれ「乾」(父)・「坤」(母)が生ずる「坎」(中男)・「離」(中女)・「艮」(少男)・「震」(長男)・「兌」(少女)・「巽」(長女)の六子の卦に分属しているのは物笑いもいとこだ。これはいわゆる、漢の学者が経をおさめたのは千年以前のことだからこれをのべないようにすれば済む、ということだ。

しかるに近人の惠棟の撰した『周易述』も多くこれに倣い、「繫

「辞上伝」第五章の「仁者は之を見て之を仁と謂ひ、知者は之を見て之を知と謂ひ、百姓は日に用いて知らず、故に君子の道は眇し」条下の注で「乾は『百』為り、坤は『姓』為り」と云う。³⁾その文章の筋が通らず、出鱈目はここまでひどいのに、嗜異の者はなおその書を称えるのは、どういいうわけか。

注

- (1) 惠棟『周易述』卷十六(『皇清経解』卷三四四)、「黙而成、不言而信、存德行」条下の〔注〕に「坤為：『黙而成』、乾為『不言而信』とある。
なお〔注〕は、
(惠棟は)『周易述』という編著をし、専ら虞翻を宗とし荀卿・鄭玄諸家の意旨を参考にし、その旨意をあつめて「注」をつくり、その説を推し広めて「疏」をつくれた(撰『周易述』一編、専宗虞仲翔、参以荀・鄭諸家之義、約其旨為「注」、演其説為「疏」、(江藩『國朝漢学師承記』、中華書局、一九八三、P.二四)
とあるように、漢儒の説を集め「之を融化して注を書き、又此れに疏を作った(傍点筆者)」(狩野直喜『中國哲學史』、岩波書店、一九五三、P.五五一)ものである。
(2) 惠棟『周易述』卷十八(『皇清経解』卷三四六)、「将叛者、其辞慙」「中心疑者、其辞枝」「吉人之辞寡」「躁人之辞多」「善人之辞游」「失其守者、其辞詘」各条下の〔注〕に、それぞれ「坎人之辞也」「離人之辞也」「艮人之辞也」「震人之辞也」「兌人之辞也」「巽人之辞也」とある。なお〔疏〕は「坎」「離」「艮」「震」「巽」に配当することを「虞(翻)義也」としている。
(3) 惠棟『周易述』卷十五(『皇清経解』卷三四三)、「仁者見之謂之仁、

知者見之謂之知、百姓日用而不知、故君子之道眇矣」条下〔注〕、「乾為『百』、坤為『姓』」。

7 手稿本

卦氣の説起於漢儒而宋儒復推演之卦變の説亦起於漢儒而宋儒復推演之實皆非學易者所必當究心也胡東樵易圖明辨一書剖析允矣然學者讀易之法則又不可純以空言藉口於省身寡過而於一切陰陽剛柔外内上下乘承比應反不究心則又恐涉於專言理學之書轉足激成演測漢學者之弊耳

定本

卦氣の説、起於漢儒而宋儒復推演之。卦變の説、亦起於漢儒而宋儒復推演之、實皆非學易者所必當究心也。胡東樵易圖明辨一書、剖析允矣。然學者讀易之法、則又不可純以空言藉口於省身寡過、而於一切陰陽・剛柔・外内・上下・乘・承・比・應、反不究心、則又恐涉於專言理學之書、轉足激成演測漢學者之弊耳。

卦氣の説は漢儒に起って宋儒が敷衍し、卦變の説もやはり漢儒に起って宋儒が敷衍したが、實際どちらも『易』を学ぶ者がどうしても追求しなければならないものではない。胡渭の『易圖明辨』がそのところをはっきりさせたのもっともなことである。しかし

学ぶ者が『易』を読む法とは、また空言をもって省身寡過にかこつけ、逆に陰陽、剛柔^②、外内、上下、乗・承・比・応^③の一切を追求しないのではいけない。それではまた、恐らく専ら理学の書を口にする事になり、逆に漢学をのべきわめる者の弊害をあとらたてるに止まるだけである。

注

- (1) 『易図明辨』巻九に「卦変」を論じる。
 (2) 剛・柔とは卦爻の徳をいい善悪の別がある。
 (3) 六爻相互間の関係をしめす語。乗とは陰爻が陽爻の上に乗ること、承とは陰爻が下にあつて上に陽爻を承けること、比とは隣あう爻が一陰一陽であること、応とは初と四か、二と五か、三と上かが一陰一陽になっていること。

8 手稿本

凡為學之要自必以恪守程朱為正路也易則程傳理極精醇矣而朱子時或有同異者朱子用心尤精密也惟是就其大端言之則朱子有過信邵子處如說卦傳萬物出乎震節反以邵子所謂先天方位疑易卦之方位此則害經之最甚者矣恐本義是朱子未完之本耳項氏玩辭胡氏通釋二書皆朱子之功臣也

定本

凡為學之要、自必以恪守程朱為正路也、易則程傳理極精醇矣。而朱子時或有同異者、朱子用心尤精密也。惟是就其大端言之。則朱子有過信邵子處。如說卦傳萬物出乎震節、反以邵子所謂先天方位疑易卦之方位、此則害經之最甚者矣。恐本義是朱子未完之本耳。項氏玩辭・胡氏通釋二書、皆朱子之功臣也。

およそ学問をなすかなめは、もちろん程・朱を神妙に守ることを正道とする。

『易』では程頤の『伊川易伝』が、理がきわめて純粹である。しかるに朱子の『周易本義』に時として『伊川易伝』と異同が有る場合には、朱子の注意がすぐれて精密である。

ただこれはあらましについてのことであつて、朱子には邵雍を過信したところがある。たとえば「說卦伝」第五章で八卦を東西南北の方位に配当した、

『巽』は東南なり』『離』とは…南方の卦なり』『坤』とは…(西南)』『兌』は…(西)』『乾』は西北の卦なり』『坎』とは…正北方の卦なり

という段落で、かえつて邵雍の「先天八卦図」にいう「先天方位」
 「乾」は南、「坤」は北、「離」は東、「坎」は西、「兌」は東南、
 「艮」は西北、「震」は東北、「巽」は西南。
 を抛りどころにして、「說卦伝」第五章の方位に疑義を抱いている^①

が、これは害経の最たるものである。

恐らく『周易本義』とは朱子の未定稿だからであろう。南宋の項安世氏の『周易玩辞』十六巻と、元の胡炳文氏の『周易本義通釈』十二巻の二書はいずれも、それがあってはじめて朱子の意旨が明らかになるものである。

注

(1) 『周易本義』説卦伝、第五章に自注して、「此第五章所推卦位之説、多未詳者」という。

9 手稿本

千古萬古孔孟後以程朱遥質之雖未足以仰窺什一然舍是更無正路也今日治經試語人以恪守程朱往々有笑其固陋者愚竊私記於座隅
 二言曰博綜馬鄭勿畔程朱兼斯義也足以對古人足以質今人矣若不精研漢學博稽訓詁考證之實際而徒事株守程朱者是欲尊程朱而未知其所以尊也

定本

千古萬古孔孟後、以程朱遥質之、雖未足以仰窺什一、然舍是更無正路也。今日治經、試語人以恪守程朱、往々有笑其固陋者。愚竊私記於座隅二言曰、博綜馬鄭、勿畔程朱。兼斯義也、足以

對古人、足以質今人矣。若不精研漢學、博稽訓詁考證之實際、而徒事株守程朱者、是欲尊程朱而未知所以尊也。

遠い遠い昔の孔子・孟子の後、程・朱によってはるかにそのことを質すのは、十中一のことをお窺いするにも足りないとはいへ、これをおいて正しいみちすじは無いのである。

現在の治経では、試しに人に程・朱を神妙に守ると告げてみると、往々にしてそれが固陋だと笑う者がある。

わたくしはひとりひそかに座右に二言を記す、「馬融・鄭玄を広く統べおさめ、程・朱にそむくなかれ」と。この両義を兼ねれば、昔の人に立ち向かうに足り、当代の人に問いただすに足りる。

漢学の博考・訓詁・考証の实事をくわしく研鑽せず、ただ偏狭に程・朱にしがみつき融通をきかせないでいる者は、程・朱を尊ぼうとしてまだその尊ぶ理由を知らないのである。

10 手稿本

近人竇應汪懋竑有白田雜著一書詳考朱子所未定之處此非尋摘朱子之失乃正以翼朱子之書也東吳惠棟於易有本義辨證一書亦頗有所見而世人不甚傳之世所傳者惠棟周易述其書嗜異炫博竟敢斥富有之謂大業以下四十六字為後師所訓又謂天一地二以下廿字出於後人又謂説卦傳乾健也以下出於後人是則吾學侶所當見而髮指者

○讀易者見有侮聖言當為髮指者先從歐陽疑繫辭始矣愚更於後卷論歐文内詳之

定本

近人寶應汪懋竑有白田雜著一書、詳考朱子所未定之處。此非尋摘朱子之失、乃正以翼朱子之書也。東吳惠棟於易有本義辨證一書、亦頗有所見。而世人不甚傳之。世所傳者、惠棟周易述。其書嗜異炫博、竟敢斥富有之謂大業以下四十六字為後師所訓。又謂天一地二以下廿字出於後人。又謂說卦傳乾健也以下出於後人。是則吾學侶所當見而髮指者。○讀易者見有侮聖言當為髮指者、先從歐陽疑繫辭始矣。愚更於後卷論歐文内詳之。

近人の江蘇省宝心県の王懋竑に『自由雜著』という著書^①があり、朱子の『周易本義』の完結を見ていない箇所を詳しくしらべている。これは朱子のあやまりをつつくのではなく、まさに朱子の『周易本義』を補佐しているのである。

蘇州の惠棟には『易』の方面で『周易本義辨証』という著書^②があり、なかなか見るべきものがあるが、世間の人はあまり広めない。世に広まっているのは同じ惠棟の『周易述』である。

『周易述』は嗜異し博搜をてらい、あろうことか「繫辞上傳」第五章の「富有之謂大業、日新之謂盛徳、生生之謂易、成象之謂乾、爻法之謂神、極數知来之謂占、通變之謂事、陰陽不測之謂神（富有之

を大業と謂ひ、日新之を盛徳と謂ひ、生生之を易と謂ひ、象を成す之を乾と謂ひ、法に爻^①之を神と謂ふ。數を極め来之を知る之を占と謂ひ、變に通ずる之を事と謂ひ、陰陽測られざる之を神と謂ふ^②」四十六字を指して「後師の訓ずる所」とする^③。さらに「繫辞上傳」第九章の「天一地二、天三地四、天五地六、天七地八、天九地十」二十字を後世の人の手になるものといひ^④、そのうえ「說卦伝」の第七章冒頭の「乾健也（乾は健也）」以下、第十一章の末尾までを、後世の人の手になるものといふ^⑤。これこそは我等学友が眼にしたならば怒神天を指して怒らねばならないものである。

『易』を読む者が、孔子の作になる「十翼」の言葉を侮るのを眼にして、怒神天を指して怒らねばならないことは、先は北宋の歐陽脩が「繫辞伝」に疑義を抱いたときから始まった。わたくしは本書の卷七の『歐陽文忠公集』を裁いた内で、さらに詳しく明らかにするつもりだ。

注

(1) 『白田草堂存藁』「雜著」の冒頭に「易本義九凶論」があり「易本義九凶、非朱子之作也」で始まる考察を載せている。

(2) 五卷。邵懿辰『増訂四庫簡明目録標注』によれば常熟蔣氏省吾堂刊本、また日本享和二年（一八〇二）覆刻蔣光弼本。

(3) 惠棟『周易述』卷十五（『皇清経解』卷三四三）、「富有之謂大業、日新之謂盛徳、生生之謂易、成象之謂乾、爻法之謂神、極數知来之謂占、通變之謂事、陰陽不測之謂神」条下の〔注〕に、「此四十六

字、後師所訓」とある。

(4) 『周易述』卷十六(『皇清經解』卷三四四)、「天一地二、天三地四、天五地六、天七地八、天九地十」条下の〔注〕にも〔疏〕にも見えない。

(5) 『周易述』卷二十(『皇清經解』卷三四八)、「乾健也、坤順也、震動也、巽入也、坎陷也、離麗也、艮止也、兌說也」条下の〔注〕に、「自此而下、皆『易』後師所益」とある。

11 手稿本

近日學者於易學既不能虛衷研核諸家之說矣願轉欲高談荀虞者蓋徒欲立異於程傳朱義之外故為此以矯之耳其其所据荀虞之說初未見荀虞全書也未見其全書而但摘其流傳之一二初未知其某條之上下云何而欲据以為說則其事更宜慎矣此不過就李資州易解所輯得其僅存者也其中固亦有可資攷据處然李氏易解中所採諸家說可資攷据者時々有之不僅荀虞也即如鄭康成之說宋王浚儀嘗抄集為卷矣近日惠氏棟又增輯之學者善擇焉可也然如井九三鄭說以三為艮爻故有山下井谷之說此語本非經之正義而輯鄭氏易者曰九二坎爻坎為水上直巽九三艮爻艮為山山下有井必因谷水所生魚無大魚但多鮒魚耳言微小也夫感動天地此魚之至大射鮒井谷此魚之至小故以相況此條出於劉達吳都賦注言微小也以下乃是劉達注釋吳都賦之語所謂感動天地者指左思賦詹何任公子釣魚二事也所謂故以相況者指東吳王孫與西蜀公子相設喻也而輯鄭氏易者誤以言微小也

以下六句皆抄入鄭康成易注中

此或抄胥之失校王氏所輯鄭易者應刊正之

近日惠棟周易述申之曰鄭據六日七分謂中孚十一月卦辭豚魚吉巽為魚巽以風動天故云感動天地井五月卦九二失位微陰未應故云魚之至小此真扣槃捫籥可笑之尤者而居然自以為說經傳會漢學之謬有如此者

定本

近日學者於易學既不能虛衷研核諸家之說矣。願轉欲高談荀虞者蓋徒欲立異於程傳・朱義之外、故為此以矯之耳。其實所据荀虞之說、初未見荀虞全書也。未見其全書而但摘其流傳之一二、初未知其某條之上下云何而欲据以為說。則其事更宜慎矣。此不過就李資州易解所輯得其僅存者也。其中固亦有可資攷据處。然李氏易解中所採諸家說可資攷据者時時有之。不僅荀虞也。即如鄭康成之說、宋王浚儀嘗抄集為卷矣。近日惠氏棟又增輯之。學者善擇焉可也。然如井九三、鄭說以三為艮爻、故有山下井谷之說。此語本非經之正義。而輯鄭氏易者曰、九二坎爻、坎為水、上直巽、九三艮爻、艮為山、山下有井、必因谷水所生魚、無大魚、但多鮒魚耳。言微小也。夫感動天地、此魚之至大。射鮒井谷、此魚之至小、故以相況。此條出於劉達吳都賦注。言微小也以下乃是劉達注釋吳都賦之語、所謂感動天地者指左思賦詹何・任公子釣魚二事也。所謂故以相況者、指東吳王孫與西蜀公子相設喻

也。而輯鄭氏易者誤以言微小也以下六句皆抄入鄭康成易注中。

此或抄胥之失。校王氏所輯鄭易者、應刊正之。

近日惠棟周易述申之曰、鄭據六日七分謂、中孚十一月卦、辭豚魚吉。巽爲魚、巽以風動天、故云感動天地。井五月卦九二失位、微陰未應、故云魚之至小。此眞扣槃捫籥可笑之尤者。而居然自以爲說經傳會漢學之謬、有如此者。

近ごろの学ぶ者は、易学について、すでに諸学者の説を虚心によく調べることができなくなった。かえって逆に漢易の荀爽・虞翻を盛んに論じたがる者は、思うにただ程頤の『伊川易伝』・朱熹の『周易本義』に異論をのべたいと思つて、漢易に手を染めてうわべを偽るにすぎない。その実、依拠する荀爽・虞翻の説は、土台、荀爽・虞翻の著書をまるごと眼にしたわけではないのである。著書をまるごと眼にしたのではなく、ただ伝わった僅かの簡条をかいつまんだだけであつて、土台、簡条の順序が分かるわけではない。どうしてそれを根拠に説を立てたいと思ふのか。その事はいっそう氣をつけなければならぬ。

荀爽・虞翻の説は、唐の李鼎祚が『周易集解』に集めたものから、僅かに残るものを得たに適さない。その中には勿論攷据の助けになる部分も有る。

しかしながら李鼎祚の『周易集解』の中に採られた諸学者の説には、しばしば攷据の助けになるものがあり、ただ荀爽・虞翻の説だ

けではない。

例えば鄭玄の『周易注』は、かつて南宋の王応麟が輯佚して『周易鄭康成注』一巻をつくつた。近ごろ惠棟氏はさらに増補輯佚して『鄭氏周易』三巻とした、学ぶ者はうまくここからえらばよ。

しかし、例えば「下経」の「井」の九三で、鄭玄は「九三、良爻」と注して、大成の卦の「井」の三の陽爻を八卦の「良」の三の陽爻に相当すると考えたから、「良」は山」であり（『説卦伝』第十一章）、その山のふもとには井戸の中の水が湧き出すくぼみがある、という説ができたが、この話はもととも経の正しい解釈ではない。

しかるに鄭玄の『周易注』を輯佚する者は、

九二は「坎」爻（也）、「坎」を水と為す」（『説卦伝』第十一章）、「巽」に上直す。九三は「良」爻（也）、「良」を山と為す」（『説卦伝』第十一章）、山下に井有り、必ず谷水に因れば、生む所の魚に大魚無し、但だ鮒魚多き耳。微小なるを言う也。夫れ天地を感動せしむ、此れ魚の至つて大なり、鮒を井谷に射る、此れ魚の至つて小なり、故に以て相い況たう。

とするが、此の簡条は左思の「呉都賦」の劉逵注に出るもので、「微小なるを言う也」以下は劉逵が「呉都賦」を注釈したものであり、謂う所の「天地を感動せしむ」とは、左思の賦の、詹何と任公子の魚釣りの二事を指し、謂う所の「故に以て相い況たう」とは東呉王孫が西蜀公子とたがいに喩え話をするのを指したものである。

しかるに鄭玄の『周易注』を輯佚する者は、誤って「微小なるを言う也」以下六句をば鄭玄の『周易注』中に書き入れている。

これはひよっとしたら書き役の過ちかもしれない。王応麟氏が輯佚した『周易鄭康成注』を校正する者は、当然けずりたさなければならぬ。

近人の惠棟は『周易述』の中でこれを引伸して、

鄭玄は六日七分に據って、「井」の内卦「巽」は「中孚」の外卦であり、その「中孚」は十一月の卦であり、卦辞に「豚魚にして吉なり」とあり「巽」を魚と為し「巽」は「説卦伝」第十一章に「『巽』を風と為す」とあり、風をもって天を動かすから「天地を感動せしむ」と云う。「井」は五月の卦であり、九二は陽爻でありながら陰位にあり、初六が六四と応じないから「魚の至って小なり」と云う。

とするが、これは真に勘違いであり嘖うべき最たるものである。しかるに此かも動ぜず、自ら説経と思ひ込んでゐる。漢学に聯属したもののを合して一となす誤りとしてこのような者がある。

注

(1) 六十四卦から坎・震・離・兌を除いた六十卦を、一年三百六十五日と四分の一に配し二つの卦を六日と八十分の七に配し卦五つで一月とし旧暦の四季に分け、小過・蒙・益・漸・泰(一月)／需・隨・晋・解・大壮(二月)／豫・訟・蠱・革・夬(三月)、旅・師・比・小畜・乾(四月)／大有・家人・井・咸・后(五月)／鼎・豊・

渙・履・遯(六月)、常・節・同人・損・否(七月)／巽・萃・大畜・賁・觀(八月)／歸妹・无妄・明夷・困・剝(九月)、艮・既濟・噬嗑・大過・坤(十月)／未濟・蹇・頤・中孚・復(十一月)／屯・謙・睽・升・臨(十二月)、の順に配当する。

(2) 惠棟『易漢学』卷三『皇清經解』卷一四二『虞(辭)氏逸象』、『巽…為魚』。

12 手稿本

今人言治經往々視易書詩為童年所肄誦不欲深言以泯其難解之痕迹而動輒言欲治三禮其實三禮非一事也周禮固不知是何時所成禮記成於漢時則人所共知矣惟儀禮最古即以易證之豐初九雖旬无咎即聘禮畢婦大禮曰旬而稍旬之外為稍久留非常賈疏旬而稍者賓客之道十日為正一句之後或逢凶變不得時反則有稍禮鄭康成曰初脩禮上朝四四以匹敵恩厚待之雖留十日不為咎近日惠氏引此以證過旬逢凶變即象傳過旬災也極精當矣又中孚初九虞吉有他不燕虞即士禮禮之虞祭他即他祭不燕即不寧即此二條可證殷之末周之初此禮經已著於篇也

定本

今人言治經、往往視易・書・詩為童年所肄誦、不欲深言以泯其難解之痕迹。而動輒言欲治三禮。其實三禮非一事也。周禮固不知是何時所成。禮記成於漢時、則人所共知矣。惟儀禮最古、即

以易證之。豊初九、雖旬无咎。即聘禮畢歸大禮曰、旬而稍。旬之外爲稍。久留非常。賈疏、旬而稍者、賓客之道十日爲正、一旬之後、或逢凶變、不得時反、則有稍禮、鄭康成曰、初脩禮上朝、四四以匹敵、恩厚待之、雖留十日不爲咎。近日惠氏引此、以證過旬逢凶變、即象傳過旬災也。極精當矣。又中孚初九、虞吉有他不燕、虞即士虞禮之虞祭、他即他祭、不燕即不寧。即此二條可證殷之末、周之初此禮經已著於篇也。

今時の人が治経について語ると、しばしば『易』『書』『詩』は子供のところ暗誦するものとみなし、深入りして難解な痕跡にすぎみたがらず、ややもすれば『三礼』を治めたいと言いが、実際は『三礼』というのはたった一つのことではない。

『周礼』はもちろんいつの時代にできたものか定かではなく、『礼記』が漢代に成立したのは人々がみな知っていることである。

ただ『儀礼』だけが最も古い。とりもなおさず『易』によってそれが証明できる。

『周易』下経「豊」初九の爻辞に、

雖旬无咎。

とあるのは、以下のようなことである。『毛詩』周頌「有客」孔穎達『正義』に引く鄭玄の『周易注』に、

聘礼・畢婦大礼の「記」に「旬而稍」とある。「旬」（十日間）

をすぎた分が「稍」であり、そのようにながく留まるのは普通

『蘇斎筆記』訳注稿（吉田）

ではない。

とある。『儀礼』聘礼「旬而稍」の賈公彦の『儀礼疏』には、賓客がふみおこなうべき行動は、一旬の滞在をもって正規とする。…一旬の後、凶変に遭遇して…帰る時期が得られない時がある。そこで稍礼がある。

とある。『毛詩』周頌「有客」孔穎達『正義』に引く鄭玄の『周易注』に、

初めて礼の規定にのっとり朝廷へでてもうしぶんなく肩をならべるので、厚誼をもってそれを待遇し、十日留まっても咎めだてはしない。

とある。最近恵棟氏はこの賈公彦疏の「一旬の後、凶変に遭遇する」が『周易』「豊」卦初九の象伝「過旬災也」に他ならないことを証明しているが、極めて精確で正当である。

また下経「中孚」初九の爻辞、

虞、吉。有他、不燕。

の「虞」は『儀礼』「士虞礼」の祭礼に他ならず、「他」は他の祭礼、「不燕」は「寧やすからず」に他ならない。

この二箇条により殷末周初にはこの『礼経』が書物として成立していたことが証明される。

注

(1) 恵棟『周易述』は下経「鼎」以下を欠くため確認できない。

13 手稿本

説文字學之圭臬据以證經可也然必處處以説文所引為正則亦不能一概論之如惠氏据説文引乾三爻辭增入夤字又据以改屯六二乘馬班如為乘馬驢如皆誤也

夤字王氏引之駁惠説驢字臧氏琳駁惠説甚當竝詳愚附記卷内

至若升初六允字諸家説皆未安必應從説文作枕而解此文者皆不之及何也

定本

説文字學之圭臬、据以證經可也。然必處處以説文所引為正、則亦不能一概論之、如惠氏据説文引乾三爻辭、增入夤字、又据以改屯六二、乘馬班如為乘馬驢如、皆誤也。

夤字王氏引之駁惠説、驢字臧氏琳駁惠説、甚當。竝詳愚附記卷内。

至若升初六允字、諸家説皆未安。必應從説文作枕而解此文者、皆不之及何也。

『説文解字』は文字学の模範であり、それによって經書を証拠だててよい。しかし『説文解字』所引の經書の文章を絶対に到るところ正當としていいかという、やはり一概には言えない。

例えば惠棟氏は、『説文解字』七篇上「夕」部「夤」字の説解所

引の、『周易』上経「乾」卦・九三の爻辞「夕惕若夤」を根拠にし、『周易述』巻一で「夕惕若厲」に「夤」字を加え「夕惕若夤厲」とし、さらに『説文解字』十篇上「馬」部「驢」字の説解所引の、『周易』下経「屯」卦・六二の爻辞「乘馬驢如」を根拠にして、『周易述』巻一で「乘馬班如」を「乘馬驢如」に改めているが、いずれも誤りである。

「夤」字については王引之氏が惠棟の説に反駁し、「驢」字については臧琳氏が惠棟の説に反駁しているが、甚だ当を得ている。すべて詳しいことはわたくしの『易附記』十六巻中に記した。

「升」卦の初六の爻辞の「允升」字などになると諸家の説はいずれも妥当でない。ぜひ説文十篇下「本」部の「枕」字に引いて「枕升」に作るのに従ってこの爻を解すべきであるように思うが、誰もそれに言及しないのはどういいうわけか。

注

(1) 「夕惕若厲(夕惕厲に若ふ)」とは、朝から夕までおそれつつしんで政務にしたがう、の意。

(2) 『周易述』巻一、上経「乾」卦「九三君子終日乾乾夕惕若夤厲」の「疏」に、「俗本皆脱『夤』字。『説文』『夕』部引『易』曰『夕惕若夤』、…俗本脱『夤』、今從古增入也」とある。

(3) 「乘馬班如(馬に乗りて班如たり)」とは、馬に乗ってぐるぐるまわりする、の意。

(4) 『經義述聞』卷一「夕惕若厲」条に、「乾」卦の文言伝の引用が「夕惕若厲」とあって「寅」字が無いこと以下五つの証拠を挙げて反駁している。

(5) 説解に「升、進也」とあり、それに従うと「當に升るべし」ではなく、「糞升」二字で「升る」の義になる。

14 手稿本

王輔嗣不取象而虛言況喻孔疏於渙之象傳發之朱子必取比爻以言卦變雲峯胡氏亦於渙之象傳發之此二條可作發凡也

定本

王輔嗣不取象而虛言況喻、孔疏於渙之象傳發之。朱子必取比爻以言卦變、雲峯胡氏亦於渙之象傳發之。此二條可作發凡也。

王弼が卦爻を物象になぞらえず、そらごとを言い何かにつけて喩えばなしをすることは、孔穎達疏が「渙」の象伝で摘発している。⁽¹⁾ 朱子が隣りあう二爻について卦変で説明するのは元の胡炳文『周易本義通釈』がやはり「渙」の象伝で摘発している。⁽²⁾ この二つの摘発は凡例となしうる。

注

(1) 調査中である。

『蘇齋筆記』訳注稿(吉田)

(2) 『周易本義通釈』象下伝に「要之、『本義』以一爻相比者為變」とある。

15 手稿本

易孔疏房氏義海所引頗有出於注疏本孔疏之外者今所見者南宋李衡義海撮要耳房氏義海惜不傳矣

定本

易孔疏、房氏義海所引、頗有出於注疏本孔疏之外者。今所見者南宋李衡義海撮要耳。房氏義海惜不傳矣。

『易』の孔穎達疏の引用は房審権の『周易義海』が、注疏本の孔穎達疏以外から出るものが多い。⁽¹⁾ 『周易義海』は今眼にするのは南宋の李衡の『周易義海撮要』だけである。房氏の『周易義海』が佚失してしまったのは惜しい。

注

(1) 陳振孫『直齋書錄解題』卷一、『周易義海撮要』の項に、「熙寧(北宋)中、蜀人房審権編『義海』凡百卷」とある。

16
手稿本

唐宋後說易之家不可枚舉要其剖說演說即或有叢雜紛岐無甚戾於經者惟是最著之通儒而有最偏謬之見貽害後學不得不糾正者則如廬陵歐陽脩之顯斥繫辭說卦文言以為皆非聖人所作此則害理傷道之尤甚者六經惟易最難領會千載下讀者惟賴聖人十翼為治經之指南即以繫辭傳初率其辭而揆其方以下數段是聖人著讀易之摠凡例學者捨是更何憑仰測乎

此數段朱子亦若未極詳者

而歐陽敢毅然以繫傳為不出聖人所作此其誣經侮聖實畔道之大者雖欲自絕亦何傷於日月今於類記經義姑略言其概而於後卷歐陽文集內謹詳具之

定本

唐宋後、說易之家不可枚舉。要其剖說・演說、即或有叢雜紛岐、無甚戾於經者。惟是最著之通儒而有最偏謬之見、貽害後學、不得不糾正者、則如廬陵歐陽脩之顯斥繫辭說卦文言以為皆非聖人所作。此則害理傷道之尤甚者。六經惟易最難領會、千載下讀者惟賴聖人十翼、為治經之指南、即以繫辭傳初率其辭而揆其方以下數段、是聖人著讀易之總凡例。學者捨是更何憑仰測乎。

此數段朱子亦若未極詳者。

而歐陽敢毅然以繫傳為不出聖人所作。此其誣經侮聖實畔道之大

者。雖欲自絶、亦何傷於日月。今於類記經義姑略言其概、而於後卷歐陽子集內謹詳具之。

唐・宋以後、『易』に注釈した学者は数えきれないが、大体その説明は、たとえ錯雜・誤解があったとしても、經書に違背するほどひどいものはなかった。

ただひとつ、最も著名な通儒でありながら最も誤った考えを持ち、後学に害をのこすので糾弾せざるを得ないのは、廬陵の歐陽脩の、公然と「繫辭伝」「説卦伝」「文言伝」を指していずれも孔子の作ではないとすることである。これは理をそこない道をやぶる最たるものである。『六経』にあって『易』は最も会得するのが難かしい。千年の後にあって『易』を読む者は、ただ孔子の作になる「十翼」をば治經の指南とするのである。例えば「繫辭下伝」第八章の「初め其の辞に率ひて其の方を揅る」以下の第九、十、十一、十二章は、孔子が著わした『易』を読む上での全体の凡例であり、学ぶ者はこれを置いてほかに何にたよって仰ぎ知るのか。

「繫辭下伝」第八章以下の六章は、朱子の『周易本義』も、極く詳しくは説明していないものである。

しかるに歐陽脩は恐れずきっぱりと「繫辭伝」を孔子の作ではないとする。その經書をないがしろにし孔子を侮る仕業は、實際おおいに道にそむくものである。自ら絶滅することをのぞむとはいえ、歲月によって傷つくことがあろうか。經書の意旨のあらましを記す

此処ではしばしばその概略を言い、卷七の『歐陽文忠公集』を論じ
る中で、謹んでありますところなく詳しくのべる。

注

- (1) 博学で万事に通達した学者。
(2) 現在の江西省吉安市。
(3) 第二四一〜二五五条。

17 手稿本

項氏安世周易玩辭作於慶元四年戊午在朱子本義後之二十二年而
秀水朱氏經義考載此書於朱子之前夫既稱考矣而不審時世之先後
奚以考為耶且如陸氏釋文不著歲月而其自序稱癸卯當是陳至德元
年非貞觀癸卯也其書無歲月者尚宜詳審況其有歲月者乎而朱竹垞
經義考於每書之序多刪去其歲月觀者何自而考其師承之緒及其先
後從違之迹乎方綱昔在史館校勘四庫書時每欲就所見詳核錄其歲
月以補成之亦有今見其書而竹垞未載者亦有竹垞所載而今未見者
竟未獲編寫成帙又嘗欲通合古人著述彙其年月編為一書以備考即
如鄭康成生在許叔重說文解字後之廿九年諸如此類關於考證者或
据史傳或据注語通微照會編次之亦藝林所必資也又朱氏經義考所
載每書考辨論說皆渾之為某人曰不著其出於某書某注某集則其言
之指歸無由見而於學人參稽互證之處亦無所裨助蓋竹垞此書因昔

『蘇齋筆記』誤注稿(吉田)

人經義存亡考而作專留意於存佚而未暇計及後人之詳考也愚雖有
補正數卷又吾同年盧抱經亦作補正數卷則皆摭拾其一二端而已最
是每條歲月之未補是一大憾事耳

- (1) 百冊本「二十」に改むるも其れ10條に「廿」と作りて改めざれば此
處は手稿本に従う。

定本

項氏安世周易玩辭、作於慶元四年戊午、在朱子本義後之二十二
年。而秀水朱氏經義考載此書於朱子之前。夫既稱考矣、而不審
時世之先後、奚以考為耶。且如陸氏釋文不著歲月、而其自序稱
癸卯、當是陳至德元年、非貞觀癸卯也。其書無歲月者、尚宜詳
審、況其有歲月者乎。而朱竹垞經義考、於每書之序、多刪去其
歲月、觀者何自而考其師承之緒、及其先後從違之迹乎。方綱昔
在史館、校勘四庫書時、每欲就所見、詳核錄其歲月、以補成之。
亦有今見其書而竹垞未載者、亦有竹垞所載而今未見者、竟未獲
編寫成帙。又嘗欲通合古人著述、彙其年月編為一書、以備考。
即如鄭康成生在許叔重說文解字後之廿九年。諸如此類關於考證
者、或据史傳、或据注語、通微照會編次之、亦藝林所必資也。
又朱氏經義考所載、每書考辨・論說皆渾之為某人曰、不著其出
於某書・某注・某集、則其言之指歸無由見、而於學人參稽互證
之處、亦無所裨助。蓋竹垞此書、因昔人經義存亡考而作。專留

意於存佚、而未暇計及後人之詳考也。愚雖有補正數卷、又吾同年盧抱經亦作補正數卷、則皆撝拾其一二端而已。最是每條歲月之未補、是一大憾事耳。

項安世氏の『周易玩辞』は南宋の慶元四年戊午に作られ、朱子の『周易本義』の二十二年後であるが、秀水の朱彝尊氏の『經義考』はこの書物を朱子の前に著録している。そもそも『經義考』と称する以上、時代の前後が精審でないのでは、どうして『考』といえようか。かつ陸徳明氏の『經典釈文』などは完成年月の記載がないが、その自序に「癸卯」とあること⁽²⁾から、陳の至徳元年に違いなく、唐の貞觀癸卯ではない。完成年月の記載が無くてもおよそ調べるべきなのに、まして完成年月が有るものについてはなおさらだ。しかるに朱竹垞氏の『經義考』はどの書物の序を載録するにも多くは歳月を削除しているから、観る者は何をてがかりに師承のはじまりやその前後間の従・違のありさまを考えたらよいのか。むかし史館で四庫全書を校勘した時、つねに眼に見られる書物についてその歳月を補足記録したいとおもった。また現在見られる書物で朱竹垞が載録していないものと朱竹垞が載録しているもので現在眼にしないものなど、結局編集し書いて書物のかたちにはなっていない。さらに古人の著述を通してその成立年月を集め編集して一つの書物として参考のためそなえたいと思ったことがあった。たとえば鄭康成が生まれたのは許叔重の『説文解字』成立の二十九年後である⁽³⁾、という具合であ

る。たくさんのこうした考証に関わるものは、あるいは史伝により、あるいは注中の語によって、徹底的にしらべあげ照らしあわせることによつて整然と配列することは学芸の世界に必ずや寄与することだ。

また朱彝尊の『經義考』は、題目の下に列挙するなどの書物の考辨も論説もみないしよくたにして「誰それ曰く」としてそれが何の書物、何の注、何の集からぬき出したのが著していないから、その引用の帰結を見ようもないので、学人が照らしあわせ互いにあかしとする箇所では、たすけにならない。

思うに朱竹垞のこの書物は、むかしの人の書物が存するか亡失しているかの調査を旨として作られたもので、もっぱら書物の存・佚に意がそそがれ、後の人が精査することまで考えが至らなかつたのである。わたくしに『經義考補正』数巻があり、さらにわたくしと同年の進士・盧抱經も補正の数巻があるとはいえ、どちらもわずかにその一、二端を拾いあげているだけである。なによりも各条の成立年月が補われていないのが大いに残念なことである。

注

- (1) 『周易玩辞』の自序に慶元四年(一一九八)とあり、汪懋竑の『朱子年譜』は『周易本義』の成立を淳熙四年(一一七七)とする。
- (2) 通志堂本に付す「序」の文中「癸卯」の干支が見える。
- (3) 『説文解字』は永元十二年(一〇〇〇)に完成したといわれ、鄭康成は永建二年(一二七)年に出生した。

(4) 翁方綱に『經義考補正』十二卷がある。盧抱經(文昭)のものは各目録に見えない。